

# 第199回

---

## 杉並区都市計画審議会議事録

---

令和4年(2022年)4月18日(月)

会議名		第199回杉並区都市計画審議会
日時		令和4年(2022)年4月18日(月) 午前9時58分～午前11時08分
出席者	委員	[学識経験者] 中井・村上・関口 [区 民] 二見・飯田・大川・小野・田中・大原 [区議会議員] 松尾・野垣・小林・川野・今井・けしば・島田 [関係行政機関] 岡田・弘中
	説明員 (区)	[都市整備部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 都市整備部管理課長・都市企画担当課長・住宅課長・ 市街地整備課長・(耐震・不燃化担当課長)・ 鉄道立体担当課長・土木管理課長 [環境部] 環境部長・環境課長
傍聴	申請	1名
	結果	1名
配布資料		<p>◎次第 ◎委員名簿 ◎幹事・説明員一覧 ◎席次 ◎議案資料 ◎報告資料 ◎都市計画図(令和4年度改定版)</p> <p>〔議案〕 議案1 東京都市計画防災街区整備方針(案)【東京都決定】 *参考資料1:東京都市計画防災街区整備方針防災再開発促進地区 (位置図) *参考資料2:東京都市計画防災街区整備方針について</p> <p>〔報告〕 (1) 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線及び杉並区画街路第3号線について *資料1:都市計画変更素案について(都パンフレット) *資料2:東京都市計画道路区画街路杉並区画街路第3号線 都市計画変更素案について</p>

## 第199回杉並区都市計画審議会

(午前9時58分 開会)

管理課長

それでは、定刻より若干早いのでございますけれども、全員おそろいになりましたので、都市計画審議会を始めさせていただきたいと思っております。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

1点、本日の都市計画審議会の運営に関してでございますが、新しいメンバーの紹介、理事者側、説明員側、委員の方々のご紹介のときはその場でさせていただきましても、それ以外の議事の説明、もしくは質疑の答弁等は、コロナ感染症対策の関係で、飛沫が飛ぶということを考慮しまして、着座にてご説明させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます、都市整備部管理課長の花岡と申します。よろしくお願いいたします。本日も新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じて開催していきたいと思っております。会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

なお、本日は、関係する幹事、説明員の出席のみとさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

本日は委嘱状をお渡しする委員の方がおりますので、ただいまから杉並区都市計画審議会委員の委嘱式をとり行いたいと思っております。

委嘱につきましては、本来であれば区長から各委員の委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係上、席上配付とさせていただいておりますので、何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日、委嘱状をお渡しする委員は、学識経験者委員、各団体推薦委員の区民の委員の方でございます。

では、本日、委嘱状をお渡しする委員の皆様のお名前をご紹介します。その場でご起立いただければと思います。

( 委員紹介 )

以上の皆様です。今後ともよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、杉並区都市計画審議会委員の委嘱式を終了させていただきます。ありがとうございました。

なお、本日、席上には、委員名簿、幹事及び説明員一覧、諮問文をご配付さ

せていただいております。また、都市計画図が新しく更新されましたので、お配りしております。引き続きよろしく申し上げます。

それでは、審議会を開催したいと思います。

ただいま欠席者を含む12名の方に都市計画審議会の委員を委嘱させていただきました。改めまして、今回新たに委員となつていただいた方をご紹介させていただきます。一言ご挨拶をお願い申し上げます。

( 新任委員の挨拶 )

管理課長 ありがとうございます。

続きまして、人事異動により新たに着任しました幹事、説明員を都市整備部長よりご紹介させていただきます。

都市整備部長 今年度より都市整備部長となりました井上でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座で進行をさせていただきます。

お手元の幹事及び説明員一覧をご覧ください。

新しく着任した幹事、説明員につきましては網かけにさせていただきます。

1番目は、私、都市整備部長の井上純良でございます。

それでは、幹事の4番目ということで、土木担当部長、土肥野幸利でございます。

土木担当部長 土肥野です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、5番、管理課長、花岡雅博でございます。

管理課長 花岡です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、説明員のご紹介をさせていただきます。

上から順に、4番、住宅課長、神村省吾でございます。

住宅課長 神村です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、6番、市街地整備課長、土田麻紀子でございます。

市街地整備課長 土田です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 それから、ちょっと飛びまして、15番、狭あい道路整備課長、大場将国でございますけれども、本日、所用により欠席とさせていただきます。

以上でございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから一言ご挨拶をさせていただきます。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま新たに委員になられました皆様に委嘱状をお渡しさせていただきます。

ました。どうぞ2年間、よろしくお願いいいたします。また、引き続きの委員の皆様も、どうぞよろしくお願いいいたします。

区は昨年度、新たな10年を見据え、新基本構想を策定いたしました。今年度はそのスタートの年となります。この10年、区では、震災復興を交流自治体同士による連携で支えた自治体スクラム支援の取組や保育児待機児童ゼロの実現、多様化する介護ニーズへの対応など、新たな課題や区民ニーズに真正面から向き合い、その解決に努めてまいりました。これからの10年は、デジタル化の進展、SDGsの取組、超高齢化社会の本格的な到来に加え、コロナ禍、ウクライナ情勢など先行き不透明な激動の時代を進んでおります。こうした時代を迎えるに当たりまして、次の世代が生き生きと暮らす杉並区を描きながら、明確なビジョンを持って区政を進めていかなければなりません。

新基本構想では、杉並区が目指すまちの姿を「みどり豊かな住まいのみやこ」といたしました。誰もが住みやすく、快適で良質な住宅都市を実現するため、基本構想に掲げる8分野の取組を着実に進めてまいります。

新たな10年を歩んでいくに当たり、都市整備部の分野に関しましては、最上位計画である杉並区まちづくり基本方針の改定を初め、区内駅周辺のまちづくりや都市計画道路などさまざまな計画がございますので、当審議会の委員の皆様にも貴重なご意見を賜りたいと考えてございます。

折しも今年度は杉並区制施行90周年でありまして、100周年に向けてさらなる杉並区の発展に取り組んでまいりますので、何とぞご協力を賜りますようよろしくお願いい申し上げます。

簡単ではございますが、以上、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

管理課長

それでは、都市計画審議会の会議の成立についてご報告させていただきます。

本日は、河島委員、入江委員、渡辺委員から所用により欠席とのご連絡を頂いております。都市計画審議会21名のうち現在18名の委員が出席されておりますので、第199回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

続きまして、杉並区都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づき、当審議会の会長の互選をしていただきたいと思います。と存じます。

まず、会長を互選するに当たり、座長を決めていただきたいと思います。と存じますが、どなたかお願いできますでしょうか。――

お申出がないようでしたら、先例により事務局から座長を指名させていただ

きたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

管理課長            それでは、僭越ではございますが、私から区民委員の小野委員を指名させていただきます。小野委員、引き受けていただけますでしょうか。

委員                承知いたしました。

管理課長            ありがとうございます。

それでは、小野委員、座長席のほうにお移り願えますでしょうか。

(小野委員、座長席へ移動)

管理課長            それでは、小野座長、会長互選の進行につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

座長                ご指名により、会長の選出まで座長を務めさせていただきます。委員の皆様にはご協力をお願いいたします。

それでは、会長の互選を行います。先ほどの説明のとおり、会長は会員の互選により定める

と条例で規定されています。適任者がいらっしゃると思いますので、どなたかお名前を挙げていただけませんかでしょうか。

委員                本審議会の会長ですが、専門的なご見識やこれまでのご経験から、中井委員にお願いをするのがよろしいのではないかと思います。私は中井委員をご推薦いたします。

座長                ありがとうございます。

ただいま会長は中井委員をとのご発言がございましたが、ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

座長                それでは、ほかにご意見がないようですので、中井委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

座長                ありがとうございます。

中井委員、杉並区都市計画審議会会長をお引き受け願えるでしょうか。

委員                お引き受けいたします。

座長                ありがとうございます。

中井委員からご承諾を頂きましたので、杉並区都市計画審議会会長をお引き受け願うことに決定いたします。ご協力ありがとうございました。

管理課長 小野委員、ありがとうございました。ご自席のほうにお戻りいただければと存じます。

(小野委員、自席へ移動)

管理課長 それでは、続きまして、会長より就任のご挨拶と本日の開会宣言をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま会長に推挙いただきました中井でございます。前期に引き続きまして、円滑な進行に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第199回杉並区都市計画審議会を開会いたします。

管理課長 都市計画審議会第4条第3項の規定に基づき、会長職務代理の指名及び審議会運営規則第4条に基づく議席の決定を、会長、お願いいたします。

会長 それでは、期の初めに当たりまして、会長職務代理者を指名させていただきます。村上委員をお願いしたいと思います。

委員 承知いたしました。

会長 どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、議席でございますが、議席につきましては現在お座りいただいている席をもって議席といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、現在お座りの席を議席とさせていただきます。

管理課長 ありがとうございます。

ただいま会長より新しい議席を決めていただきましたので、若干お時間を頂きまして、新しい議席表を配付させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(議席表配付)

管理課長 続きまして、本日の署名委員のご指名をお願いいたします。

会長 それでは、本日の会議記録の署名委員としては、川野たかあき委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、傍聴の申出の確認ですけれども、本日の傍聴のほうはどうなっておりますでしょうか。

管理課長 1名の方の傍聴人の申出がございました。録音許可、撮影の許可はございません。

会長                    それでは、傍聴の申出は1名の方からございましたということで、許可をしたいと思います。よろしゅうございますね。ありがとうございます。

                          それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

管理課長              本日の議題は2件ございます。

                          審議事項が1件、議案1、「東京都市計画防災街区整備方針（案）〔東京都決定〕」でございます。

                          報告事項が1件ございます。「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線及び杉並区街路第3号線について」でございます。

                          資料はあらかじめお送りしておりますが、お手元にごございますでしょうか。

会長                    それでは、早速議事に入りたいと思います。

                          ただいまご説明がございましたように、審議事項が1件、報告事項が1件でございます。

                          それでは、まずは審議事項からまいります。

                          議案の1、「東京都市計画防災街区整備方針（案）〔東京都決定〕」でございますが、これについて説明をお願いいたします。

                          担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長    それでは、私のほうから議案1号、「東京都市計画防災街区整備方針」についてご説明いたします。

                          まず初めに、お手元の資料を確認させていただきます。議案1、「東京都市計画防災街区整備方針（案）」と記載しております表紙のほかにも、「都市計画の案の理由書」が1枚、次に、防災街区整備方針（案）から杉並区に関連する箇所を抜粋した資料を計12枚まとめております。

                          次に、参考資料といたしまして、表紙のほかにも、資料1としまして位置図を拡大したものが1枚、資料2といたしまして、これまでの手続の概要と今後の予定を記した資料が1枚となっております。資料についてはよろしいでしょうか。

                          それでは、これまでの経過を含め、防災街区整備方針（案）についてご説明いたします。

                          まず、「都市計画の案の理由書」をご覧ください。

                          防災街区整備方針の概要でございますが、2、「理由」の欄に記載されておりますとおり、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により延焼防止機能や避難機能を確保するなど、安全で安心して



住め、かつ魅力的な街並みの住宅市街地への再生を図るため策定するものでございまして、こちらは東京都が都市計画決定するものでございます。

防災街区整備方針につきましては、昨年 10 月 21 日に開催された第 197 回の杉並区都市計画審議会におきまして、東京都が作成した原案についてご報告したところでございますが、東京都から都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本日お諮りいたします本方針（案）について、杉並区に対しての意見照会がございました。本日はこの意見照会に対しまして、区が東京都へ回答するに当たり、杉並区都市計画審議会にお諮りするものでございます。

それでは、方針（案）につきまして、杉並区に該当する箇所を中心に、資料に沿ってご説明いたします。

方針（案）、12 枚にまとめているものを 6 枚おめくりいただきまして、下に 120 と記載のあるページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。

本方針では、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、防災街区の整備に資する事業、制度等が既に導入されている地区、または導入が確実に見込まれる地区などを防災再開発促進地区として定めることとしております。

現行の方針では、防災再開発促進地区として天沼三丁目地区と阿佐谷南・高円寺南地区の 2 地区を指定されておりますが、今回の改定におきましてはこの現行の 2 地区に加えまして、平成 27 年に不燃化特区に指定された方南一丁目地区を新たに指定し、杉並区内において合計で 3 地区とするものとなっております。

それらの地区の位置につきましては上のページに記載されておりますが、本日は杉並区の位置を拡大したものを参考資料の 1 として添付しておりますので、詳細につきましてはそちらをご覧くださいますようお願いいたします。

また、方針（案）を抜粋した資料の 9 枚目から 12 枚目には新旧対照表を添付してございます。下段には平成 26 年に策定しております現在の方針の内容、上段には本日お示ししております方針（案）の内容となっております。下線が引かれている箇所がございまして、こちらが現方針から変更になった箇所となっております。

それでは、飛びまして、参考資料の 2 をご覧くださいてもよろしいでしょうか。

昨年 10 月 21 日に開催されました杉並区都市計画審議会以降に行った手続に

ついてご説明いたします。

方針（案）につきましては、令和4年2月1日付で東京都から意見照会がございました。その後、都市計画法第17条第1項の規定により、東京都並びに杉並区を含む関係自治体の窓口において、令和4年2月17日から3月3日までの間、都民向けに縦覧が行われております。杉並区におきましては都市整備部管理課の窓口において実施しておりますが、当区で縦覧された方はおりませんでした。この手続を経た上で、東京都におきましては方針（案）を作成しておりますが、本日お示ししております方針（案）につきましては、昨年10月にご報告した原案からの修正はございませんでした。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。東京都は関係自治体からの意見を集約し、5月17日（火曜日）の東京都都市計画審議会に諮問した上で、決定・告示を行う予定とのことと聞いてございます。

私からの説明は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がございました内容につきまして、質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

ちょっと質問の前に、資料の事前配付について要望があります。現状ですと、資料が開催日の3日前に出されるということだと思うのですが、審議のための準備期間がほとんどない状況だと思っております。委員の中には新しい方とか、お忙しい方、また専門分野以外の民間の方も多くいらっしゃる中で、審議に協力していただくためにも、ぜひ今後は決まっているものからでも早めに出していただけるよう要望しておきます。

では、質問に入ります。防災街区整備方針（案）ですけれども——ごめんなさい。もう1個質問というか、今回、防災課長さんは説明員として入っていないようなのですが、この防災街区の整備方針として関連があると思うのですが、何で入っていないのかお聞きしたいのですが。

会長

管理課長、どうぞ。

管理課長

今回、都市計画の防災街区整備方針ですので、都市計画上の内容については今回のメンバーでお答えできるかなというところで選ばせていただいております。

会長 委員、どうぞ。

委員 答えられる説明員の方ということだと思うのですけれども、やっぱり防災の問題にもなると思うので、同席していただいたほうがいいのかと感じています。今日はいらっしゃらないということであれなのですけれども、質問とかもあるかもしれないので、今後はこの方針があったときに検討していただければと思います。

では、制度内容や前回の改定の動きなど、ちょっと確認したいと思います。

まず、方針（案）の最後のページにあります「既決定」と「変更案」の表のところですね。この綴じてあるものの一番最後の表になっている「既決定」と「変更案」のところなのですけれども、先ほどの説明にもあったように、不燃化推進特区整備地区、不燃化特区という制度があります。今回の防災再開発促進地区との違いと関連性、それぞれの目的とか、補助金はどうなっているのか伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 今回の防災街区整備方針は、都市計画の上位計画に位置づけさせていただいております。具体的な取組として、不燃化特区の制度を用いて不燃化の促進のための補助金を入れて、実際、取り組んでいっているところで、ビジョンと具体的な取組といったところかなと思っています。

会長 委員、どうぞ。

委員 私がこの不燃化特区と防災再開発促進地区について調べたところだと、補助金のところでは不燃化特区は個別建替えが中心と。促進地区は共同とか協調建替えというのですか、こういうのが中心だと思うのですけれども、この認識は間違っていないですか。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 委員ご指摘のように、東京都市計画防災街区整備方針につきましては、整備の方針ですので、多分、老朽認定して共同建替えについて補助金が出ますよというような内容を御覧になられたのかなと思うのですが、整備方針だけではそういった補助金は持ってこられなくて、具体的な木密事業、阿佐谷・高円寺には入っておりますけれども、国の木密事業を入れて、なおかつこの整備方針に位置づけられている場合については、老朽の建物を認定して、共同の建替えというメニューが使えるという位置づけになっております。

会長 委員、どうぞ。

委員                   そうすると、補助金については、もともと不燃化特区として指定されていたところが、この方針によって防災再開発促進地区に入っていくと、既存の不燃化特区としての個別建替えの補助がある中で、重ねて共同とか、協調建替えの補助も使えるようになるということによろしいのでしょうか。

会長                   担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長   先ほども若干ご答弁させていただきましたが、整備方針を位置づけただけではその補助金は持ってこられないものでございます。現在も地元の方と今後の防災まちづくりについて議論をしているところですが、位置づけていることによって、今後、さまざまな事業展開が可能になってくると。別に入れなくても構わないものですが、今後、木密事業、国の交付金を入れたときに、そういう共同建替えのメニューが使えるようになっていくということでございますので、現段階で東京都市計画防災街区整備方針を入れてすぐというところで使えるものではございません。

会長                   委員、どうぞ。

委員                   方針だけで使えるようになるものではないというのは分かったのですが、可能性としてそういうことが出てくるということだと思います。

不燃化特区については、期間が 2020 年までだったものが5年延長されて、2025 年までに延長されていると思うのですが、これはどういった事情というか、都の方針によるものなののでしょうか。

会長                   担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長   不燃化特区につきましては、これまで不燃領域率 70%を目指して取り組んできておりますが、東京都内で達成したところはなかなか少ないという状況の中で、東京都が5年間延伸することを決めまして、区としても、杉並区内には2か所ございますが、2か所とも特区の延伸をさせていただいて、現在、不燃化の向上に努めているところでございます。

会長                   委員、どうぞ。

委員                   分かりました。普通、リフォームとか、個人のおうちの建替えのタイミングというのは、いろんな制度とか補助金があるから建替えようというふうになるよりは、家族構成の変化とか、建物の老朽化を自覚したときとかになると思うのです。

賃貸物件で、例えば店子の人がいると、すぐに出ていけとも言えませんし、そのときに自己資金があるか、融資が受けられるのかという問題にもなると思

います。不燃化特区の制度として、戸別訪問とか相談会をされていると思いますが、そこで出されている問題や不燃建築物への個別建替えの困難性について区はどう認識していますか。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 ご指摘の方南一丁目につきましては、個別建替えの相談会をしますとかなりの人が来て、建替えについては熱心に相談をされているところでございますが、やはりいざ建て替えるというところについては、さまざまな経済状況もありますし、道路付けなんかもありますので、慎重に相談に乗りながら、寄り添いながら、1つでも多くの建替え、不燃化に向けて取り組んでいるところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 先ほどから聞いている新たな促進地区への追加ということで、共同、協調建替えの制度が促進することになるのだと思うのですが、既に指定されている天沼三丁目や阿佐谷南・高円寺南地区ではこれまでに共同建替えという事例はあったのでしょうか。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 残念ながら、天沼、阿佐谷、高円寺につきましては、共同建替えといった実績はございません。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。23 区内で共同建替えというふうに考えると、例えば大規模なもので、最近、中野区の囲町地区の再開発などを見ていると、私はかなり強引だなとか、権利制限で苦しんでいる住民がいるなど感じるのですね。いろんな形での共同建替えというパターンがあるとは思いますが、共同建替えについての困難性は区はどう認識していますか。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 やはり共同でそれぞれの所有者の方がおりますので、そういったところの合意形成、あと敷地の形状だとか、それぞれの大きさ、道路付けなんかもあります。その位置、形状、それぞれの状況においてなかなか合意形成が難しいといったところは認識しているところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 阪神・淡路大震災とか、東日本大震災の後なんかはもう建物もないというか、ボロボロになっていて、お金とかもないところから、共同化で防災対策とか住

宅整備が進んだところもあると思います。区で最近策定された地域強靱化計画にもあるように、災害時に備えて事前復興の考え方との関連もあるかと思うのですが、区の認識はいかがですか。

会長 都市企画担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 今、事前復興のお話でしたが、昨年度策定しております杉並区の基本構想におきましても、減災、防災に絡めて事前復興の考え方が盛り込まれているところでございます。今後、杉並区におきましては、前回の都市計画審議会でもご報告させていただきましたが、杉並区のまちづくり基本方針、都市計画マスタープランの改定等に取り組んでいるところでございますので、そのような視点も今後区のまちづくりにおきましては検討していくべき課題の1つと捉えているところでございます。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 あと、若干補足させていただきますと、神戸のときもこういった方南一丁目や阿佐谷、高円寺のように、日頃から防災のまちづくりに対する勉強会や検討会があるところについては、やはり震災が起きたときに集まって復興がしやすかったというようなことも聞いておりますので、今回の方南一丁目につきましても検討会がありますので、そういった際にも役立っていくかなと認識しているところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 そうですね。事前の地域の防災組織とか、個々のご近所の方たちのつながり、ここに障害を持っている方がいるよとか、高齢者がいるよとか、そういうつながりだったり、支え合いみたいなところもすごくあるし、そういう地域が阪神・淡路大震災なんかでもあったというのは私もちょっと専門家の方から聞いたことがあって、そういうソフト面での整備みたいなこともすごく大事なんじゃないかなとは思っています。

それから、以前から促進地区としてある天沼三丁目地区なのですがけれども、たしか前回の改定時の平成26年の質疑では、国の木造住宅密集地域整備事業が終わっていて、実質的な支援制度がないというふうに言っていたと思うのですがけれども、今回、この促進地区としての指定が外されない理由があれば伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 天沼三丁目につきましては、委員ご指摘のとおり、木密事業、国の交付

金等は一旦終了しておりますが、天沼三丁目については狭あい道路も多くございます。また、荻窪駅周辺のまちづくりということで、この間も全体的に取り組んでいる状況でございます。そういった中で、現在、慌てて外すことは必要ないかなというところもあって、今回、引き続きといったところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 不燃化特区としての住民の個別支援制度なんかはないけれども、促進地区として残すというのは、東京都も区も問題の残っている地域というふうに感じているからだと思えますし、今後、都や区が何か有効な手だてをとるような方針ができていくということとして、私も地域の選出されている議員として受け止めたいと思っています。

それから、天沼三丁目地区内にある若杉小跡地の活用なのですけれども、新たに出された区立施設再編整備計画ではこの活用の方向性がはっきりしないのですけれども、防災上の拠点としてはどう考えているのかということと、促進地区として残っているということで、この若杉小跡地の活用とその周辺道路については都と何らかのやりとりをされているということはあるのでしょうか。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 旧若杉小学校については、現在も震災救援所として引き続き行っているところでございます。今回の防災街区整備方針の中で、その跡地について東京都と何ら話しているといったところはございません。

会長 委員、どうぞ。

委員 この活用については、もちろん震災救援所になっているというのは分かるのですけれども、もう少し防災上の有効な活用とか、住民の皆さんと何か協力できるようなことがされるといいかなと思っています。

それから、次に、阿佐谷南・高円寺南地区についてです。以前、平成26年の改定でこの地域が促進地区に追加されたと思うのですが、そこから8年経過しまして、このエリアで都と区が連携してどのような不燃化とか、防災の取組が進んできたのか伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 委員もご存じかもしれませんが、阿佐谷、高円寺につきましては、公園を2か所取得して、1か所はもう開園しておりますし、もう1か所は地元の方とも意見交換をしながら設計をして、今後、整備していくところでございます。

また、杉並第六小学校の馬橋通りにつきましては 6.5 メーターの任意の拡幅ということで、地域の方のご協力も得ながら、現在拡幅整備に向けて取り組んでいるところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。

次に、方南一丁目地区なのですけれども、今回新たに追加される方南一丁目地域の住民の方にこの促進地区のことをどうやって知らせているのかということで、ポスティングとか、説明会とかをされているのか、住民の合意についての考え方を伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 今回、方南一丁目の地区につきましては、この間も方南一丁目地区まちづくり検討会といったところで、地域の将来像を決めていくような勉強会から検討会といったところで、地域の方々と話し合いをさせていただいております。そうした中で、今回の整備方針自体が何か補助金が出るとかいうところではございませんので、現在話し合いをしている将来像の実現に向けて、今回の防災街区整備方針を位置づけたことによっていろんな取組の手法が広がってきているところだと思っておりますので、引き続き地域の方々と将来の在り方、いい解決策に向けて活用できていけばいいかなと思っておりますのでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 前回の 11 月の方針議案のときにもこの方南一丁目地区まちづくりを検討する会の説明があつて、今もそういうことだったのですけれども、この組織はどのような目的というか、どのようにしてできたのかというのと、どういう方がメンバーになっていて、どれくらいの頻度で開催されているのか教えてください。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 こちらにつきましては、当初も地域の方々に募集を図りながら、当然、地元の町会の方々にもご参加いただきながら、広く参加を募っているところでございます。ただ、若干残念というか、やはり新型コロナの感染拡大もあつて、なかなか集まって会を開くのが難しい状況でもありますので、どちらかというところと書面開催で、いろんな情報を会の方々と共有しながら、また、地域の方々にニュースでお知らせするといったところで、今回も地元の方にニュースをお配りしながら意見を募っているところでございます。

会長 委員、どうぞ。



委員                   この会で検討された内容はまちづくり通信というので私も見せていただいているのですけれども、個別対応の相談会以外で、全体のこの会議、検討会の中では、例えばまちづくりのプランナーや専門家の参加はあるのかどうか。それから、議事録の公表はされているのでしょうか。情報公開請求の対象になっているのでしょうか。

会長                   担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長   現在、地元の方が中心になって、ざっくばらんな意見を話し合っていたという会ですので、正式な議事録で公表しているといったところはございません。また、建替え相談のときは、建築士だけじゃなくて、ファイナンスプランナーの方にも来ていただいたりして建替え相談に乗っていただいております。最近は、イベント等は行っておりませんが、防災のまちづくりの普及啓発に関係したセミナーなんかも開催できたらなと考えているところでございます。

会長                   委員、どうぞ。

委員                   今回の促進地区に追加されるという内容は会としてはどのように議論されているのか、何か意見とかは出ているのか伺います。

会長                   担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長   会の方々から、今回の促進地区の指定について特段意見等は出ておりません。

会長                   委員、どうぞ。

委員                   最近、コロナでなかなか開催も困難だったというところでは、知らせていくとか、さっきもおっしゃった地元の皆さんのざっくばらんな集まりで考えていってもらうこと、知らせていくべきことだと思っておりますが、こういう防災街区計画を整備していく中で事業組合が設立されとかいう記載も、例えばこの整備方針（案）の4枚目の「策定の効果」の（4）のところ、「地域住民による市街地整備の取組（防災街区計画整備組合の設立）」と書いてあると思うのですけれども、先ほどから伺っているこのまちづくりを検討する会は、ここでいう、この事業施行のための組合につながるものと考えていいのでしょうか。

会長                   担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長   若干違いまして、今議論していただいているのは、この方南一丁目の防災まちづくりに関する将来像をみんなに話し合っていて、そこで出た意見なんかはニュースにして皆さんにお配りしていると。

今ご指摘いただいている「策定の効果」の部分については、防災街区整備計画を定めたり、防災街路整備事業だとか、防災街区整備地区計画であるとか、次のステップに入ったときに、それはそこでまたエリアが決まってくるので、その部分に関連した方々が関係する地権者、関係権利者等で、必要であればまたそういう組合をつくっていくことになろうかなと。ただ今回、防災街区整備方針に位置付けることによって、いろんな取組の間口が広がっていると認識しているところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 それから、方南一丁目地区内には区有地などの公共用地とか、公園は現在どれくらいあるのか、ほかの地域と比べて傾向として少ないのかどうか伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

耐震・不燃化担当課長 この方南一丁目につきましてはなかなか公園も少ないところでございまして、地元の方々からももう少しオープンスペースは欲しいといったような声は聞いているところでございます。余り大きな空地がなくて、広場、公園に関しては、4か所、3か所とかいうぐらいだったかなと認識しております。そういった中でも、将来的にはオープンスペースの確保は課題だというのは地元の方からも聞いているところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 私も方南一丁目の地域はしょっちゅう通る感じじゃないので、余り大きい公園がないとか、学校とかは少しありますけれども、ほかの地域と比べてなかなか難しい地域なのかなとは思っています。

それから、この計画の中に、直接この計画というわけではないとは思いますが、都市計画道路補助 61 号線が実施予定の公共施設整備事業のところに書いてあると思うのですが、これは補助 61 号線の街路整備事業（予定）と今なっていて、一応、都施行の優先整備路線というふうになっています。

現状、方南一丁目地区の南側に接している渋谷区との区境から環七の泉南の交差点までの幅員は結構広がっていると思います。その先の井ノ頭通りのほうにつながる泉南二丁目交差点までの道を拡幅予定ということなのだと思うのですが、この路線の整備については、都の動きとか、住民の意見は出ているのかどうか確認します。

会長 都市企画担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 今、委員からお話がありましたとおり、補助 61 号線につきましては、第4次

事業化計画における優先整備路線と位置づけられてございまして、計画幅員といたしましては15～29メートルの道路となっております。

この新旧対照表を今ご覧いただいていたのですが、この予定のところに記載しているものは、あくまでも都市計画決定しているものを記載することになっているものでございます。

こちらの事業の進捗につきましては、都施行という中で、現時点で東京都のほうから事業の着手等々の連絡はないところなので、今後、動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 補助61号線については、そこに接している部分があるのでここに書いてある、それで、具体的な東京都の動きとしてはまだ特に連絡は受けているわけではないということよろしいですかね。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 接しているといいますか、この事業区域内に存在するというところでございます。

会長 よろしいですか。

それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

特にご発言がないようでしたら、こちらは審議事項でございまして、東京都決定ということで本審議会に意見を求められている、照会されているという状況でございます。

それでは、この件につきましては議論はこれぐらいにさせていただきまして、ただいま照会をされている件でございますけれども、原案どおり承認する、差し支えないということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

委員 ちょっと意見だけ言わせてください。人口密集市街地の防災整備は必要なことだと思うのですが、第1には行政による公園とか空地の整備、それから、無電柱化などが優先されるべきだと考えています。この防災再開発促進地区の指定というのは、共同、協調建替を推進するものであり、住民の権利や財産を大きく左右する可能性があるために、住民の合意が大前提となります。さまざまな理由で移転困難な住民も多いことが考えられます。住宅の耐震化の

補助など重要ですけれども、立ち退きとなった場合の代替住宅の家賃補助などの移転のための支援策が不十分だと思いますし、住宅マスタープランにも関わる住宅要配慮者への対応策を同時に考えていかなければならないと思います。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の復興に際して、地域住民のコミュニティの維持・形成が失敗すると、孤独死に直結するということが大問題になりました。それから、区内で延焼遮断帯の名のもとに、都市計画道路の整備が住民の反対を押し切って強行されているという地域があって、住民から多くの疑問や批判が寄せられている状況もあります。計画段階から住民参加、理解と納得に基づいて防災まちづくりを行うことを基本に据えるべきだということを指摘したいと思います。

それから、国会でのこの法律の附帯決議には、今私が話したような地域住民のコミュニティのこととか、住民の情報公開、意思の反映、それから住宅の問題ですよ。社会的な弱者、零細権利者のことなんかは附帯決議として挙げられていると思います。まちの環境を堅持しながらの共同建替えというのはあると思うのですが、今後の具体的な計画や対応については、防災上の観点から住環境が改善されるという内容であれば賛同しますけれども、区民のニーズがないのに道路整備を進めるとか、ディベロッパーに悪用されるような乱開発は慎むということを意見として付しておきたいと思います。

会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほどもお伺いしましたけれども、本審議事項につきましては原案どおり承認するという事で差し支えございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

ありがとうございました。

それでは、この審議案件につきましては、審議会としては異議なしということで区に答申をしたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項でございます。

「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 229 号線及び杉並区画街路第 3 号線について」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

鉄道立体担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 それでは、私からは報告事項 1 の「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 229 号線及び杉並区画街路第 3 号線」について、着座にてご説明申し上げます。

す。

報告事項の説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。まず、本報告の頭紙が1枚。次に、添付資料といたしまして、A4緑色のパンフレットの資料1、「都市計画変更素案について」、続きまして、A4カラー刷り1枚の資料2、「東京都市計画道路区画街路杉並区画街路第3号線都市計画変更素案について」、以上2点を添付してございます。過不足等はございませんでしょうか。

それでは、本報告案件についてご説明申し上げます。

まず、頭紙をお手元にご用意いただき、1番の「これまでの経緯」をご覧ください。東京都と特別区及び26市2町につきましては、令和元年11月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定しております。補助第229号線、いわゆる千川通りにつきましては、上井草駅北側に位置する約660メートルの区間を「計画の変更（現道合わせ）」とする区間としております。これを受けまして、補助第229号線及びこれに接する杉並区画街路第3号線の都市計画変更素案を作成し、令和4年2月に地域の皆様に対して説明を行いました。

なお、この変更の現道合わせにつきましては、都市計画の区域を既に整備されている現在の道路の位置に変更することとございます。

次に、2番、「素案の概要等」についてご説明申し上げます。資料1をお手元にご用意ください。

こちらは補助229号線のパンフレットとなります。1枚おめくりいただき、左側下段の「都市計画変更の概要」をご覧ください。

こちらの表にございますとおり、今回の変更は練馬区下石神井四丁目から杉並区井草五丁目間の延長約660メートルについて、計画幅員20メートルを現在の道路幅員である17メートルに変更するものでございます。

さらに両側のページをお開きください。お開きいただきましたページに、今回の変更の計画概要図及び拡大図がございまして、赤色部分が今回新たに計画区域とする部分、黄色が今回計画を廃止する部分となっております。これらの変更により、本区間における補助229号線の計画区域は全て現在の道路部分の中におさまることとなります。

次に、杉並区画街路第3号線の変更素案についてご説明申し上げます。

続きまして、資料2をお手元にご用意ください。こちらの表面の下段に3つ

ある図面のうち、右上の図面をご覧ください。区画街路3号線は、上井草駅と千川通りを南北に結ぶ駅前広場を含めた都市計画道路でございます。

続いて、左側の図をご覧ください。緑色の実線で示しておりますのが補助229号線の変更前の計画線でございます。現在、この区画街路3号線は、この緑色の線までを計画としてございます。今回、補助229号線の計画線が緑色の実線から赤色の点線に変更となるため、この区画街路3号線と補助229号線が接しないこととなります。これにつきまして、この赤色で塗りつぶした範囲を新たに区画街路3号線として追加するものでございます。

頭紙にお戻りください。2番の「素案の概要等」の②番「オープンハウスの開催状況」に記載のとおり、これらの変更の素案につきまして、令和4年2月5日、区立四宮小学校におきましてオープンハウス形式の説明会を開催し、当日は11名の方にご来場いただきました。また、今回の変更素案につきましては、このオープンハウスによる説明以外にも、都及び区の公式ホームページ上で概要図等を公開しております。併せまして、ウェブ質問フォーム等によりましてご質問を受け付けることにより、近隣の住民の皆様のご意見を伺う機会を設けております。

最後に、3番の「今後のスケジュール」でございますが、今後、補助229号線に関する都から区への都市計画案に対する意見照会などを経ながら、両方の計画につきまして都市計画案の公告・縦覧を実施し、東京都、杉並区の都市計画審議会の諮問を行った後、令和4年度中に都市計画決定及び告示を行う予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、こちらにつきましては報告事項でございますので、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、委員、どうぞ。

委員

こちらの都市計画道路229号線及び杉並区画街路3号線についてですけれども、この区画街路第3号線、警察通りの部分は一応道路整備になると思いますけれども、この所管が都市企画ではなく、鉄道立体となっている理由について確認します。

会長

鉄道立体担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 こちらの杉並区画道路第3号線でございますが、先の連続立体交差化計画、

これは令和3年に都市計画決定させていただいておりますが、そちらと同時決定の案件になってございまして、関連性が強いものということから、私ども鉄道立体担当の所管となっております。

会長 委員、どうぞ。

委員 千川通りは都の優先整備路線に今は含まれていなくて、現道合わせ、17メートルに合わせるという計画ですけれども、この現道の評価幅員の考え方についてちょっと説明していただきたいのですが。

会長 鉄道立体担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 この評価につきましては、令和元年に策定の「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」で評価を行っております。主には車線の幅員ですとか、歩道の幅員、そういった最低限必要な評価の幅員を定めながら今回の検討を進めていったと伺っております。

会長 委員、どうぞ。

委員 今回の計画変更で、そんなに広い部分ではないのですが、一応都から区に移管というふうになると思うのですが、補助金とか、費用の問題が生じる可能性は何かあるのでしょうか。

会長 都市企画担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 今回の変更で現道に合わせるというところで、今の道路幅がそのまま幅員になるということなので、東京都から区に移管というのはございません。

会長 今のは千川通りのほうですね。

委員、どうぞ。

委員 特に移管というか、計画の変更によってこの赤い部分が街路3号になってくるとのことだと思っておりますけれども、これによって区の負担が増えそうかどうか、そういうのは別がないということではないのですかね。

会長 鉄道立体担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 区画街路第3号線のこの赤い部分の拡幅につきましては、特に負担が発生するという予定はございません。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。

あと、オープンハウスなのですが、2月5日にされたということで、この時期、コロナがすごい大変だったなという覚えがあって、区の説明会みたいなものも中止になっていたりしたと思うのですが、ここで11名の方が

来ていただいて、意見だったり、あとはオープンハウス以外のところでも、これについて何か意見が出ていたりというのはあるのでしょうか。

会長 鉄道立体担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 補助 299 号線、東京都の案件のほうはウェブフォームで1件、歩道の減少について質問があったと伺っております。区画街路3号線は区の案件ですが、こちらでもウェブ上のフォームで2件ほど、道路空間の安全性の確保ですとか、歩道についてのご意見を頂戴したと認識しております。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。そういった住民の方の意見とか、何か不安とか、心配とか、そういったことがあったら解消していくという形で、私もこの地域についてはいろいろ鉄道立体とも関係しているということですので、考えていきたいなと思っています。ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、報告事項はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

以上で本日の議題は全て終了でございます。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

管理課長。

管理課長 本日は貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

最後に、次回の都市計画審議会についてご案内申し上げます。

次回は7月15日（金曜日）午前10時から、当会場にて開催を予定しております。よろしくお願いたします。

本日は誠にありがとうございました。

会長 それでは、次回は7月15日（金曜日）午前10時からでございますので、ご予定、ご承知おきください。

それでは、以上で本日の議事は全て終了でございます。これで第199回—  
—次回は200回になるということですかね。杉並区都市計画審議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

(午前11時8分 閉会)